

平成 22 年度 第 3 回

富合町合併特例区協議会



と き 平成22年 6月16日 (水)
午前10時00分～
ところ 富合総合支所 3階大会議室

富合町合併特例区協議会事務局

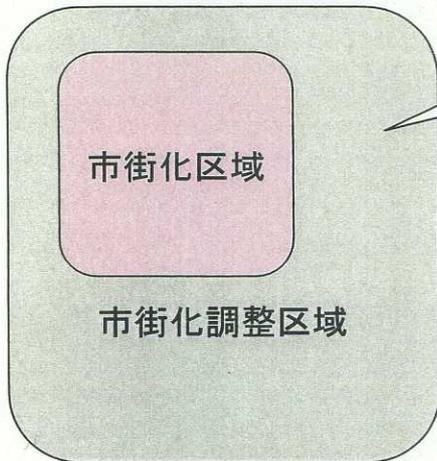
集落内開発制度と今後の都市計画について

平成22年6月16日 都市計画課

1. 政令指定都市移行と線引きについて

熊本市が政令指定都市に移行すると、市域を含む都市計画区域は線引きが必須となり、富合地区においても市街化区域と市街化調整区域に区分される。

線引き都市計画区域



市街化調整区域においては、建築が制限される

このため

- ・農村集落の定住促進
 - ・既存集落のコミュニティの活性化
- に対する取り組みが必要

平成22年4月～
集落内開発制度を制定し、運用を開始

2. 集落内開発制度について

市街化調整区域内の建築制限を緩和する「集落内開発制度」の運用を開始した。

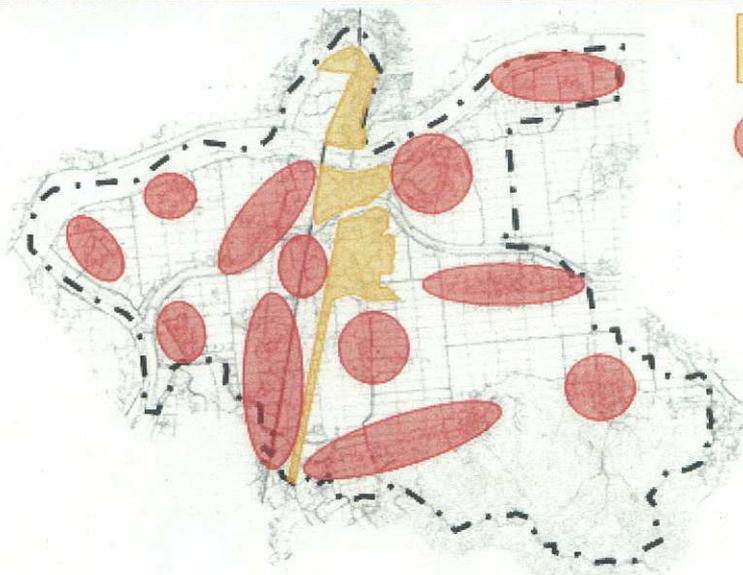
平成21年度、制度導入に向けた現地調査(旧熊本市)

富合地区の対象集落調査

平成22年4月1日 旧熊本市において導入

制度導入に向けた現地調査(富合、植木、城南)

線引き導入時(政令指定都市移行後)に、合併町(富合、植木、城南)についても制度運用開始



…現在の用途地域

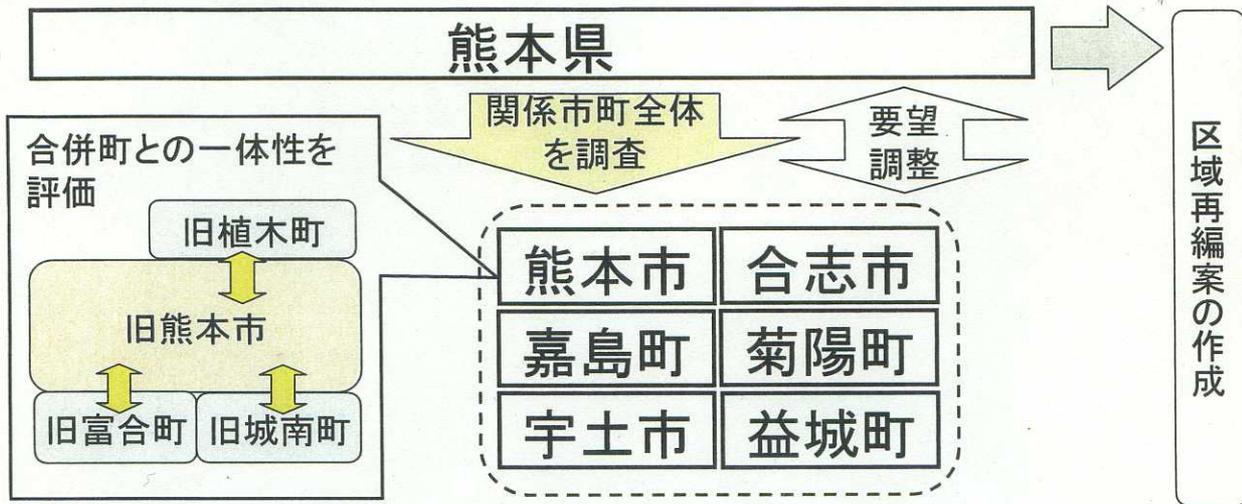
…調査時点で要件を満たしている集落

線引きと同時に区域を決定するため、制度導入直近において再度調査を行なう予定。

3. 都市計画区域の再編について

政令指定都市を含む都市計画区域は線引きが必須となり、合併や新市計画に基づく新たな区域の検討が必要となる。

熊本市においても、平成21年度に富合町との一体性の評価について検討を行なった。



国の都市計画運用指針による市の解析では、旧熊本市と富合町は一体性が強いといえる。

評価項目	解析結果	一体性の評価
土地利用の状況及び見通し	上位計画により一体的土地利用が図られる 旧熊本市南部地域と一体的な市街地を形成	◎
地形等の自然的条件	河川での分断はあるが、同一平野に含まれる	○
通勤、通学等の日常生活圏	通勤者の3割、通学者の5割が熊本市へ通っている	◎
主要な交通施設の設置の状況	新幹線開業、車両基地、新駅の設置により結びつきが強化される	◎
社会的、経済的な区域の一体性	熊本市への購買依存度が高く、広域事務も熊本市へ移管されていく	◎

4. 今後の流れ

- 県が平成24年4月1日を目標とし、都市計画区域の再編並びに区域区分(線引き)を決定する。
- 今回の熊本市の調査結果を都市計画区域の再編に関する県との協議に活用する。
- 同時に熊本市は用途地域の指定並びに集落内開発制度の区域指定を行なう。

市街化調整区域における集落内開発制度について

通常建築物の建築が制限されている市街化調整区域において、指定された区域内で特定の用途の建築物の建築を可能とする集落内開発制度が平成22年4月1日より施行されます。



指定区域(点線)内においては、誰でも建築が可能(開発許可が必要)。



指定区域についての詳細は
都市計画課(328-2502)へ
指定区域内における開発許可
手続きについては
開発景観課(328-2507)へ

- 日用品販売店舗 (延床面積500㎡以内)
- 住宅 (新規住民の居住が可能)

下記に示す4種類の用途について、指定区域内で誰でも建築可能とします。

戸建て住宅	共同住宅
人的要件を廃し、誰でも建築が可能となる。	1戸の床面積50㎡以上
<p>建ぺい率40%以下、容積率80%以下</p> <p>敷地面積200㎡以上500㎡以下</p> <p>高さ10m以下</p> <p>外壁後退距離1m以上</p> <p>建築基準法上の道路</p>	<p>建ぺい率30%以下、容積率80%以下</p> <p>敷地面積200㎡以上500㎡以下</p> <p>外壁後退距離1m以上</p> <p>敷地の10%以上の緑地</p> <p>高さ9m以下</p> <p>建築基準法上の道路</p>
店舗併用住宅	日用品販売店舗
日常生活に必要な店舗(コンビニ、理容店等)が可能	通常規模のコンビニや小規模なスーパーが可能
<p>建ぺい率40%以下、容積率80%以下</p> <p>敷地面積200㎡以上500㎡以下</p> <p>高さ10m以下</p> <p>外壁後退距離1m以上</p> <p>住宅部分の延床面積は150㎡以下</p> <p>建築基準法上の道路(敷地外周の1/6以上接すること)</p>	<p>建ぺい率30%以下、容積率80%以下、延床面積500㎡以下</p> <p>敷地の10%以上の緑地</p> <p>高さ9m以下</p> <p>外壁後退距離1m以上</p>
<p>店舗部分の床面積は150㎡以下かつ1階の2分の1以上</p> <p>敷地の10%以上の緑地</p>	幅員9m以上で、歩道を有する道路(敷地外周の1/6以上接すること)

※熊本都市計画区域における市街化調整区域内での運用となります。植木町、城南町、富含町等の非線引都市計画区域における用途無指定の地域や、河内町(都市計画区域外)については都市計画法による建築の制限はありません。

警報等発令時の待機態勢について

富合総合支所

班番号	情報班長	実働班長	班 員	計
1	1名	1名	3名	5名
2	1名	1名	3名	5名
3	1名	1名	3名	5名
4	1名	1名	3名	5名
5	1名	1名	3名	5名
計	5名	5名	15名	25名

■待機総員数

< 注意報発令態勢 > 0名 . . . 富合総合支所では、待機は行いません

< 警報待機態勢 > 2名 . . . 情報班長・実働班長の2名が待機

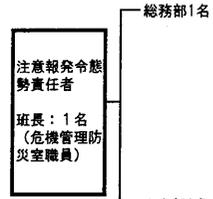
< 警報発令態勢 > 5名 . . . 1つの班（情報班長・実働班長及び班員3名）

< 待機配備態勢 > 12名 . . . 総務課長・建設課長及び2つの班

< 1号配備態勢 > 17名 . . . 総務課長・建設課長及び3つの班

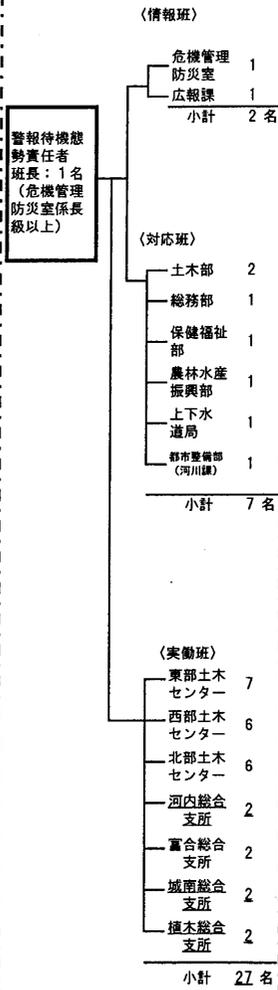
(注意報発令態勢)

総員 3名



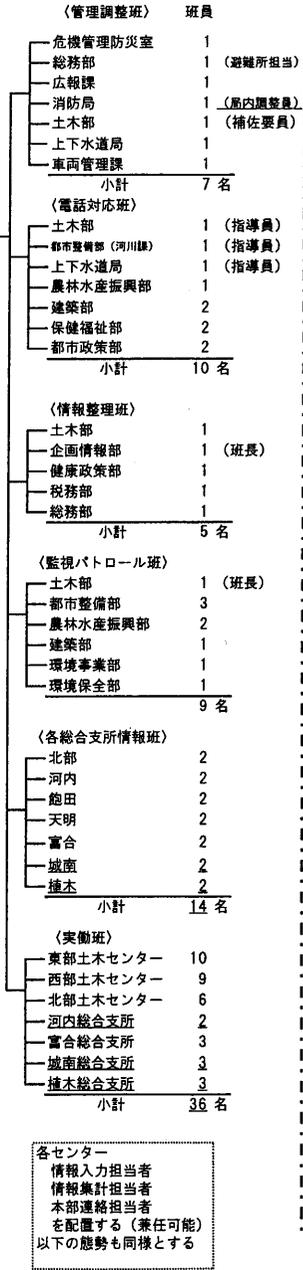
(警報待機態勢)

総員 37名



(警報発令態勢)

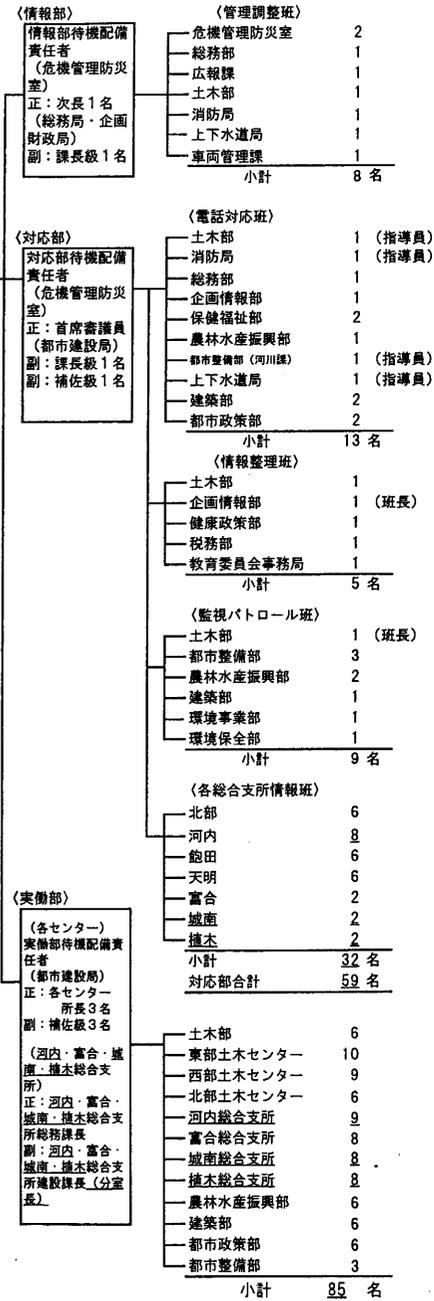
総員 83名



※ 必要に応じて小島河川防災センターに職員を待機させる。

(待機配備態勢)

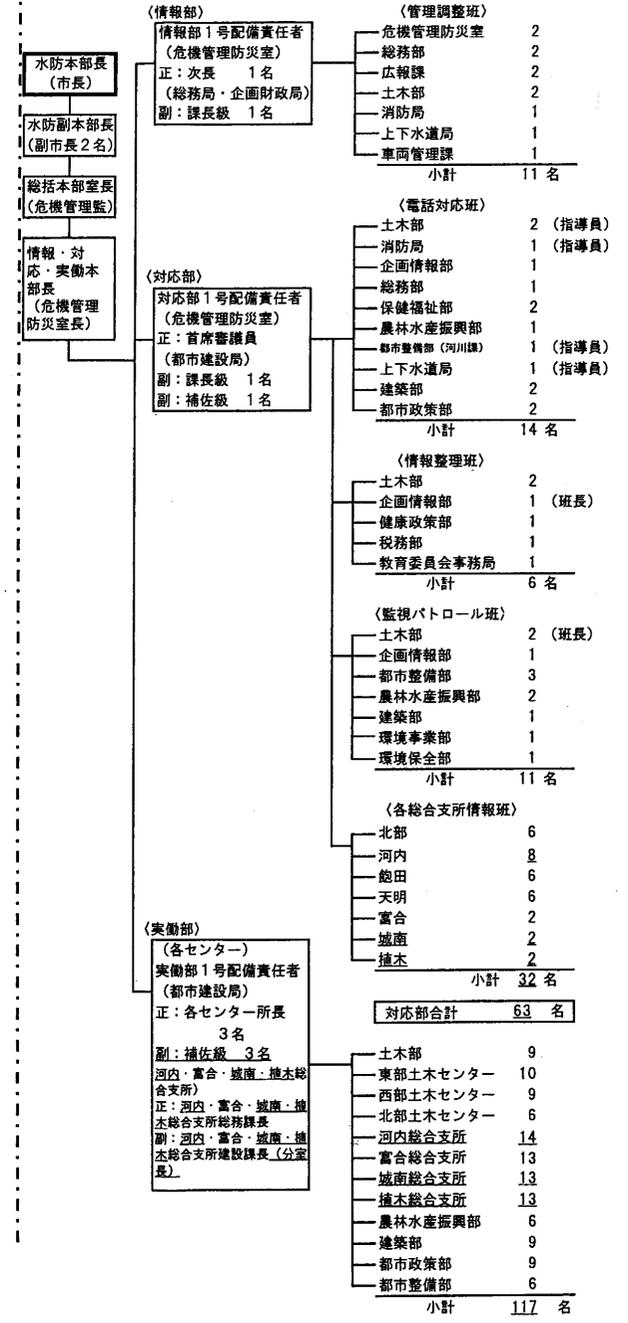
総員 172名



※ 責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。
※ 必要に応じて小島河川防災センターに職員を待機させる。
※ 必要に応じて白川地域防災センターへ班員を2名配置する。

(1号配備態勢)

総員 215名



※ 責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。
※ 必要に応じて小島河川防災センターに職員を待機させる。
※ 必要に応じて白川地域防災センターへ班員を2名配置する。

熊本市水防本部設置及び職員の配備基準

態 勢	配 備 態 勢	配 備 時 期	配 備 内 容	本 部 設 置・配 備 規 模 等	配 備 動 員 計 画
注 意 態 勢	注意報発令態勢	1 気象業務法により大雨、洪水に関する注意報が発令された場合	少数の人員をもって、気象情報その他各種情報の収集、伝達及び連絡等に当たる体制とする。 待機の場所は水防本部室とする。	(1)水防本部の設置 (2)注意報発令態勢は責任者以下3人。警報待機態勢は責任者以下3人。警報発令態勢は責任者以下71人の職員をもって編成する。	水防本部組織図による。
	警報待機態勢	2 態勢中、市民より被害に関する情報があったり、降雨の状況により警報への以降が考えられる場合。			
	警報発令態勢	3 気象業務法により大雨、洪水に関する警報が発令された場合			
警 戒 態 勢	待機配備	1. 注意態勢下において災害発生のおそれが生じた場合。	気象予警報、災害情報、被害報告、その他情報の収集・伝達及び応急対策活動が実施できる体制とする。	(1)140人程度の職員をもって編成するが、担当課の要員数については、別に定める。 (2)170人程度の職員をもって編成するが、各班の要員数については別に定める。	〃
	1号配備	2. その他本部長が、必要により当該配置を指示したとき。			
非 常 態 勢 (災 害 対 策 本 部)	2号配備	局地的な災害が発生した場合。	災害応急対策活動を遂行できる体制とし、又3号配備に直ちに移行できる体制とする。	災害対策本部	
	3号配備	局地的な災害が発生し、さらに市全域にわたり被害が拡大するおそれがある場合。	2号配備によりがたく、災害対策本部の職員を増員し、災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制とし、又4号配備に直ちに移行できる体制とする。		
	4号配備	全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合。	3号配備によりがたく、災害対策本部の職員を更に、増員し、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。		

報告 第2号 行事予定表 (平成22年6月16日～7月15日)

富合総合支所(全体)

日曜	時間	区長	行事(業務)	場所	日曜	時間	区長	行事(業務)	場所
16水	10:00	○	合併特例区協議会	3F大会議室	1木	8:30		参議院議員通常選挙期日前投票(予定)	1階第1会議室
17木					2金				
18金					3土				
19土					4日				
20日					5月				
21月	10:00	○	定例農業委員会	第1会議室	6火	9:30		総合健診結果説明会	雁回館
22火					7水	9:30 8:30 ～12:00	○	総合健診結果説明会 たなばたカラオケ大会(文化協会)	雁回館 アスバルホール
23水					8木	8:30 ～20:00 9:30		資源ごみ拠点回収日 総合健診結果説明会	総合支所横 雁回館
24木	8:30 ～20:00		資源ごみ拠点回収日	総合支所横	9金				
25金	8:30		参議院議員通常選挙期日前投票(予定)	1階第1会議室	10土				
			囑託員便発送日						
26土					11日	7:00		第22回参議院議員通常選挙(予定)	
27日					12月				
28月					13火				
29火					14水	9:00 10:00 13:30	○ ○	特設人権相談 合併特例区協議会(予定) 囑託員会議 囑託員便発送日	アスバル和室 3F大会議室 3F大会議室
30水					15木				

備考 7月31日(土) ふるさと祭 場所:緑川河川敷
7月11日(日) 参議院議員通常選挙(予定)
<期日前投票 6月25日(金)～7月10日(土)予定>
火の国まつり「おてもやん総おどり」8月7日(土) 19時